

送金計画書

別居の家族を被扶養者として申請するにあたり、初回の送金証明書（銀行の振り込み明細書
写しや現金書留の控え 写しなど）を添付し下記のとおり送金計画書を提出します。

被扶養者が認定された後も本計画書に基づき送金を行い、キオクシア健保から送金証明書の
提示を求められた際は、速やかに提出することをお約束します。今後、送金を行わなくなっ
たり、送金額の基準を満たすことができなくなった場合、被扶養者の収入の増加や就職等で
被扶養者に該当しなくなった場合は、速やかに「健康保険被扶養者異動届」に健康保険証を
添付の上、削除の手続きを行います。
なお、事実と相違していた場合、認定時に遡及し扶養の取消が行われても異議申し立ていた
しません。また、その間キオクシア健保が負担した医療給付費は返還いたします。

キオクシア健康保険組合 理事長殿 提出日 ●● 年 4 月 1 日

被保険者氏名 健保 太郎

認定対象者	氏名	健保 花子	続柄	母
-------	----	-------	----	---

以下、該当する項目を○で囲み、金額等を記入

認定対象者の 年間収入	収入なし	収入あり	年額 約 500,000 円
被保険者からの 年間送金額	年額 約 600,000 円 ※ 被保険者からの年間送金額が被扶養者の 年間収入を上回っていなければ扶養認定は できません。 下限送金月額一人40,000円（年間480,000円）		
被保険者からの 送金方法	毎月	1回あたりの送金額 約 円	
	3 回／年	1回あたりの送金額 約 200,000 円	

受付日付印